

# 第三セクター等への関与に関する基本指針

平成20年 9月 策定  
平成30年10月 改訂  
令和 3年 1月 改訂

八 代 市

## 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1 策定の趣旨                | 1  |
| 2 現状と課題                |    |
| (1) 第三セクター等の経営状況       | 2  |
| 3 指針の対象となる第三セクター等      | 2  |
| 4 第三セクター等の抜本的見直しの方向性   | 3  |
| (1) 自立化                | 3  |
| (2) 健全化                | 3  |
| (3) 民営化                | 3  |
| (4) 統合                 | 3  |
| (5) 廃止                 | 4  |
| 5 市の具体的取組み事項           |    |
| (1) 第三セクター等の点検・評価      | 4  |
| (2) 市の関与の見直し           | 5  |
| (3) 経営悪化時の対応           | 6  |
| 6 第三セクター等の運営に関する市の要請事項 | 9  |
| (1) 計画的な運営             | 9  |
| (2) 効率的・効果的な運営         | 9  |
| (3) 組織体制の整備と人材の確保      | 10 |
| (4) 情報公開の推進            | 10 |
| 7 第三セクター等の設立           | 11 |
| 8 第三セクター等の活用           | 11 |

別紙1 「第三セクター等に関する調査票」

別紙2 「第三セクター等経営健全化方針」

別紙3 「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」

別紙4 「財務諸表評価方式（一般法人）」

## 1 策定の趣旨

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っていますが、経営が著しく悪化した場合には、本市の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

一方、人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化等を始めとする現下の社会経済情勢においては、地方公共団体の区域を超えた施策の展開、民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保、公共性・公益性が高い事業の効率的な実施等が強く期待されるところであり、第三セクター等はそれらを実現するための有効な手法となる場合があります。

このような中で、国から「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について（平成26年8月5日付け総財公第102号）」、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について（平成30年2月20日付け総財公第26号）」等が示され、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任による効率化・経営健全化に取り組むこと、特に地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において経営が著しく悪化している場合には、抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことが要請されています。

こうしたことから、本市が関係を有する第三セクター等に対し、統一的な視点による助言、指導、支援等に際しての基本とすべき事項等を明確にするとともに、第三セクター等が自らの経営責任に基づき法人運営の改善等に取り組む際に要請すべき事項等を明確にし、もって第三セクター等の効率化・経営健全化と地域活性化等に資するため、この指針を策定するものです。

なお、本指針は第三セクター等の経営状況等を踏まえながら適宜、適用していくこととし、また必要が生じた場合は、随時見直しを行うこととします。

## 2 現状と課題

### (1) 第三セクター等の経営状況

本市の第三セクター等については、平成19年5月に榊氷川が破産を表明しているとともに、市からの委託料等に依存度の高い法人等も見受けられます。

本来、第三セクター等は、独立した経営主体であり、独立採算を基本として、自らの経営ノウハウによる自立した経営を目指す必要がある一方で、市の補完的立場で施設管理や地域振興など公益的な役割も担っており、採算性だけを求めることは、困難な要素もあります。

このようなことから第三セクター等は、市からの支援を最小限に留めるよう自らの責任に基づき経営改善に努めるとともに、市民ニーズや社会情勢に対応した事業運営・サービス提供を展開していく必要があります。

## 3 指針の対象となる第三セクター等

本指針は、本市が資本金等の25%以上を出資している法人であって、次に掲げるものを対象として取り組むこととします。

- (1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- (2) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社
- (3) 地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社）

#### 4 第三セクター等の見直しの方向性

第三セクター等については、そのメリットが十分に発揮されるよう民間の資本や人材の参画を促進する等、その経営ノウハウを積極的に活用する必要があります。

本市は出資者として、経営ノウハウを引き続き活用していく第三セクター等については、法人運営の健全化・効率化に向けた計画的な取組と自立化を支援し、効果的・効率的な事業展開に向けた支援に取り組むとともに、経営の悪化が懸念される第三セクター等については、統合や廃止等抜本的な見直しに取り組むこととします。

その具体的な取組として、第三セクター等の必要性や役割、法人運営のあり方、事業内容等を確認し、次の(1)～(5)の考え方にに基づき、他の出資者及び法人と検討・協議しながら行うこととします。

##### (1) 自立化

経営的に健全で安定しており、専門知識等を活用して事業展開を図っていくこととする第三セクター等については、市から人的関与、財政的関与を受けることなく事業を展開するよう法人運営の「自立化」を促進します。(「人的関与」「財政的関与」の考え方については、5(2)①②を参照)

##### (2) 健全化

自立化の達成には至らないが、今後も引き続き、安定的、継続的に使命を果たすことが必要と判断される第三セクター等については、事業の見直し、経費削減などによる更なる効率化、効果的な事業展開の推進等、業務活性化や経営改善を促し、「健全化」に向けた取組を行います。

##### (3) 民営化

市の施策・事業との関わりは薄くなったが、引き続き社会的に大きな役割を果たしている第三セクター等については、保有株式の譲渡などによる「民営化」に向けた取組を行います。

##### (4) 統合

単独で事業に取り組むよりも、類似性を有する複数の法人が一体となった方が効果的・効率的と考えられる第三セクター等については「統合」を検討するとともに、組織運営の効率化や経費の節減を図るため、類似する法人の管理部門の連

携についても検討を行います。

#### (5) 廃止

市として初期の設立目的を達成し、その役割も終了し、又は経営改善が極めて困難と判断される第三セクター等については「廃止」を含めた抜本の見直しを行います。

### 5 市の具体的取組み事項

#### (1) 第三セクター等の点検・評価

第三セクター等について、所管部課は毎年度経営状況の報告を求め、確認を行うとともに実施事業の必要性及び公益性が確保されているか、市民ニーズに適切に対応したサービス提供を行っているか等、点検・評価を行うこととします。

##### ① 実施事業の点検・評価の視点

###### ア 事業の必要性

既に目的を達成済み、公益性の有無、事業意義の希薄化等

###### イ 第三セクター等方式の必要性

他の事業手法（直営、民営）との比較、民間参入可能性等

###### ウ 市民ニーズに対応したサービス提供

ニーズの把握、効果的・効率的サービス提供の実施状況等

##### ② 経営状況の確認と助言指導

財務諸表等を活用し、経営状況を確認するとともに、日常業務を通じて法令等の遵守、税理士等外部の専門家の活用等、必要に応じて助言・指導を行うこととします。

##### ③ 監査

第三セクター等の経営の透明性を確保する観点から、地方自治法第199条第7項に基づき、監査を実施することとします。

## (2) 市の関与の見直し

### ① 人的関与の見直し

#### ア 職員の派遣

第三セクター等への一般職員の派遣等人的支援については、原則として行わないこととします。

ただし、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）により、その業務が本市の事業と特に密接な関連を有するものに限り、必要最小限に行うものとし、その必要性を定期的に点検・検証し、当初の目的が達成された場合には、速やかに派遣の引き上げを行うこととします。

また、第三セクター等の役員については、自立的・主体的な事業運営の確保と経営責任の明確化を図るため、経営に専念することが極めて困難な市長等の特別職の代表取締役への就任を原則として廃止します。（ただし、法令等で定めのある場合や他出資者との関係で就任する場合は除きます。）

### ② 財政的関与の見直し

第三セクター等は独立した経営主体であり、その経営は自助努力によって行われるべきであります。

このことから原則として財政的支援は、その性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費及び第三セクター等の見直しに伴い必要となる経費等に限るものとし、赤字補填を目的とした支出は行わないこととします。

#### ア 出資（増資）

市が第三セクター等に出資（増資）する場合は、設立目的、実施事業の性格・特性、公共性や公益性等の度合い、中・長期的な収支見通し、第三セクター等の見直しの方向性等を十分検討した上で市の出資（増資）の必要性、民間からの資金調達等を総合的に判断し、必要最小限の支出とします。

#### イ 債務保証・損失補償

金融機関等からの借入に対する債務保証・損失補償については、市として将来の新たなリスクを回避する観点から、原則として行わないこととします。

また、市長等の特別職が第三セクター等の債務について私人の立場で保証することについても、公職の立場における契約と混同されるおそれがあるため、原則として行わないこととします。

#### ウ 委託料

委託料については、市が行うべき事務事業を第三セクター等に委託して行う対価という観点から、公共性・公益性を担っているか、法人の専門的知識や技術を活用し、必要な成果があがっているか、更に透明性や競争性を勘案した上で委託を継続する必要性があるかなど総合的に判断するとともに、その積算に当たっては委託に伴う事業費等を適正に評価し、支出することとします。

#### エ その他

その他補助金、貸付金等についても、市が支出する必要性、第三セクター等の収支内容や運営体制など適正か等を検証し、必要最小限の支出とします。

### ③ 情報公開

市が出資している第三セクター等の状況については、その情報を市民に公開する責任があるため、第三セクター等の経営状況や市の公的支援の内容について毎年度市のホームページ上で公表することとします。（別紙1「第三セクター等に関する調査票」）

## （3）経営悪化時の対応

### ① 経営悪化状態の判断

第三セクター等が次のいずれかに該当する場合には、経営悪化状態にあるとみなします。

#### ア 債務超過法人

貸借対照表上、負債が資産を上回っている法人

#### イ 実質的な債務超過法人

事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過となる法人。具体的には、

賃借対照表上は債務超過ではないが、土地等の資産が購入時よりも値下がりしたことによって、実質的に債務超過になっている法人

ウ 市が多大な財政的リスクを有する法人

第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25%～15%）に達している法人

エ その他経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人

市が損失補償等（損失補償・債務保証、貸付（長期・短期））を行っており、財政的リスクが非常に高いと考えられる法人のうち、以下の（ア）、（イ）のいずれかに該当する法人

（ア）経常収支が慢性的（3年程度）に赤字であること。

（イ）市から、赤字補てんを目的とした補助金や赤字補てんに相当する指定管理委託料を慢性的に受領していること。

## ② 経営悪化に伴う取組

市は、上記により経営悪化状態とみなした法人に対して、速やかに法人ごとに次の事項を盛り込んだ「経営健全化方針」を策定し、公表を行います。（別紙2「第三セクター等経営健全化方針」）

ア 法人の概要

イ 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの市の関与

法人の経営状況、財政的なリスク（上記（3）①のアからエまでのいずれかのことをいう。以下同じ。）の現状、財政的なリスクが高くなった要因などを分析します。

また、これまでの市としての財政支援、監査、評価の実施状況等の関与についても盛り込みます。

ウ 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

別紙3「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討を行います。なお、フローチャート中の「採算性」の判断に

当たって、以下の基準に該当する第三セクター等については、原則として「採算性」が無いものと判断します。

(ア) 損失補償を行っている第三セクター等（土地開発公社を除く。）

損失補償債務等についての一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成20年総務省告示第242号）における標準評価方式（別紙4）において損失補償債務が㊸～㊹と評価されたもの、又は個別評価方式においてその算入割合が30%以上とされたもの

(イ) 損失補償を行っていない第三セクター等（土地開発公社を除く。）で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 経常収支が赤字のもの。市から補助金等の財政援助を受けている場合はその額を控除の上、判断すること
- ・ 債務超過であるもの。含み損のある資産を保有している場合はそれを反映の上、判断すること
- ・ 債務の元利償還がある場合、当該償還費の10%以上を市からの補助金又は実質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの

(ウ) 土地開発公社

損失補償を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているもの又は保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるもの

エ 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

法人自らによる経営健全化のための具体的な対応や市による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応を記載します。

対応の記載に当たっては、財政的なリスクを解消させるまでの具体的なスケジュールを立てることとします。ただし、今後5年間で財政的なリスクを解消できない場合には、その理由と今後5年間で財政的なリスクをどのように改善していくか明記することとします。

オ 法人の財務状況及びその他必要な事項

### ③ 債務調整を伴う処理策

- ア 債務調整を伴う処理策を実行する場合には、手続き、内容等についての公平性、透明性を確保するため、法的整理や私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順、特定認証紛争解決手続等の一般に公表された債務処理の準則等について、各手法の特性を十分に検討の上、活用を図ることとします。
- イ 処理策の実行においても新たな損失補償は行いません。また、当該第三セクター等の債務を市が代わって引き受ける免責的債務引受は、すでに付した損失補償債務の範囲内であって、当該債務の短期かつ確実な履行のため等の特別な理由がある場合を除き、行わないこととします。

## 6 第三セクター等の運営に対する市の要請事項

第三セクター等は設立目的を踏まえた自立的な経営に向けて、自らが責任をもって経営状況の把握と効率的な運営に努めるとともに、市民への情報公開等積極的に努める必要があります。

### (1) 計画的な運営

- ① 自らが責任をもって中・長期的な視点に立った経営計画を策定し、これに基づいて計画的な事業運営や経営改善に努める。

また経営計画の進捗状況や経営環境の変化等に応じて、適宜その計画を見直す。

- ② 毎年度、経営方針の実現に向けた取組状況や経営計画の進捗状況、市からの自立化の状況等について、経営緒指標を活用した分析を行うなど、客観的に把握し、自主的かつ計画的な法人運営を行う。

また、必要に応じて、外部の専門家を活用した経営分析を行うとともに、助言・指導を求める。

### (2) 効率的・効果的な運営

- ① 実施事業について、設立目的に沿ったものであるか再点検し、不要な事業については整理統合する。
- ② 提供するサービスに対する顧客満足度を把握するとともに、事業手法や事業内

容について評価を行い、適宜見直しに努める。

- ③ 運営経費のあり方や収益事業の採算性などを検証し、事業収入、利用料金等、自主財源の確保に努める。
- ④ 事業の簡素効率化に努めるとともに、法人同士の共同入札、共同発注等を導入し、経費節減に努める。
- ⑤ 定型的業務等のアウトソーシングを推進し、職員数を必要最小限にとどめる。

### (3) 組織・体制の整備と人材の確保

- ① 内部規定やチェック体制の整備を図り、意思決定の過程及び経営責任の所在を明確化する。
- ② 業務内容、業務量に応じた執行体制を構築し、迅速かつ効率的な事業実施を図るとともに、指揮命令系統の明確化を図る。
- ③ 効率的・安定的法人運営を図るため、法人の性格、規模、事業内容、経営状況を踏まえた適切な給与制度とする。
- ④ 人材の新陳代謝による組織の活性化を図るため、社会経済情勢や法人の状況に応じて役員・職員の定年制を導入する等、定年制度の整備を図る。
- ⑤ 代表権を有する役員には、社会経済情勢や経営状況の変化に即応した的確かつ責任ある意思決定が求められることから、経営に専念することが極めて困難な市長等特別職を原則として充てないこととする。
- ⑥ 役職員の任用については、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求めることとし、役割に応じて民間の経営ノウハウや経験を有する人材登用に努める。
- ⑦ 職員の採用に当たっては、選考過程の透明性を確保する観点から極力公募により行う。
- ⑧ 職員研修の充実、法人相互の職員交流を図る等、計画的な人材育成に努める。

### (4) 情報公開の推進

第三セクター等は、その出資金等に市から市税が支出されていることを強く認識し、運営に当たっては透明性の確保と市民に対する積極的な情報提供に努めることが必要です。

特に株式会社については、貸借対照表又はその要旨を公告することとされていることから、次により一般の閲覧に供することとします。

① 公開する情報の内容

定款、役員名簿、決算諸表、事業計画書（経営改善計画書）等

② 公開方法

法人の主たる事務所にて備置き又は法人のホームページに掲載

## 7 第三セクター等の設立

公共性、公益性と採算性を併せ持つ事業を実施する手法を選定する場合には、事業そのものの地域における意義や必要性、収支等の将来見通し、費用対効果等について検討を行い、第三セクター等以外の事業手法も含めて具体的な比較を行った上で、最も適切な手法、法人形態等を選択し、事業の実施体制を構築することとします。検討の結果として、「第三セクター等」という事業手法を採用した場合は、設立の際に、市の関与の解消等を行う条件、市の法的責任及び財政的負担の範囲を明らかにすることが必要です。また、当該第三セクター等の資本の確保に当たっては、できる限り民間活力を活用し、自立的な資金調達を行うことを基本とします。

## 8 第三セクター等の活用

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地方公共団体の区域を超えた施策の展開、民間企業の立地が期待できない地域（特に、中山間地域、離島等）における産業の振興や雇用の確保等に有効な手法となる場合があります。市が直接事務事業を執行する手法のみではなく、行政が担うべき分野全般において、より効率的な業務の執行となるよう、本指針においてこれまで述べてきた事項に十分に留意しながら、第三セクター等を有効に活用していくこととします。

所管課 \_\_\_\_\_

|   |           |   |      |     |         |
|---|-----------|---|------|-----|---------|
| 法人名                                       |           |   |      |     |         |
| 所在地                                       |           | 電話番号                                    |      |     |         |
| 設立年月日                                     |           | HPアドレス                                  |      |     |         |
| 事業内容                                      |           |   |      |     |         |
| 資本金                                       |           | 千円                                      | 市出資金 | 千円  | 市出資割合 % |
| 財務状況                                      |           |   |      |     |         |
| 貸借対照表                                     | 項目        | 金額 (千円)                                 |      |     |         |
|   |           | 前々年度                                    | 前年度  | 本年度 |         |
|   | 総資産       |   |      |     |         |
|   | 負債        |   |      |     |         |
|   | 資本        |   |      |     |         |
|   | 累積欠損金     |   |      |     |         |
| 損益計算書                                     | 項目        | 金額 (千円)                                 |      |     |         |
|   |           | 前々年度                                    | 前年度  | 本年度 |         |
|   | 総収入       |   |      |     |         |
|   | 経常損益      |   |      |     |         |
|   | 当期損益      |   |      |     |         |
|   | 減価償却前当期損益 |   |      |     |         |
| 役職員の状況                                    |           |   |      |     |         |
| 役員数                                       |           | 職員数                                     |      |     |         |
| 役員のうち市職員数                                 |           | 平均年齢                                    |      |     |         |
| 平均報酬 (年)                                  |           | 平均賃金 (年)                                |      |     |         |
| 市からの財政支出状況                                |           |   |      |     |         |
| 費目  | 項目        | 金額 (千円)                                 |      |     |         |
|   |           | 前々年度                                    | 前年度  | 本年度 |         |
|   | 委託料       |   |      |     |         |
|   | 補助金       |   |      |     |         |
|   | 貸付金残高     |   |      |     |         |
|   | その他 ( )   |   |      |     |         |
| 所管課における評価                                 |           |   |      |     |         |
| 「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」(別紙3)による評価 | A :       | 清算                                      |      |     |         |
|   | B :       | 完全民営化・民間売却                              |      |     |         |
|   | C :       | 経営努力を行いつつ、第三セクター等で引き続き実施                |      |     |         |
|   | D :       | 上下分離                                    |      |     |         |
|   | E :       | 債務調整を実施(再生)した上で、第三セクター等で引き続き積極的な経営改革を実施 |      |     |         |
|   | F :       | 経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施 |      |     |         |
|   | G :       | 地方公共団体(直営)                              |      |     |         |
| 法人の具体的な課題                                 |           |   |      |     |         |
| その他特記事項                                   |           |   |      |     |         |

### 第三セクター等経営健全化方針

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

#### 1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日  
作成担当部署

#### 2 第三セクター等の概要

法人名  
代表者名  
所在地  
設立年月日  
資本金 千円【当該地方公共団体の出資額（出資割合 千円（ % ））  
業務内容

#### 3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

(例) 法人の経営状況や財政的なリスクの現状、市としての財政支援、監査、評価の実施状況等

#### 4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

(例) 事業そのものの意義、採算性の判断を踏まえ、事業手法の選択等を行う（別紙3「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」を活用）

#### 5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

(例) 法人自らによる経営健全化のための具体的な対応、市による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応、財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール（ただし、今後5年間で解消できない場合、その理由と今後5年間の改善方針）

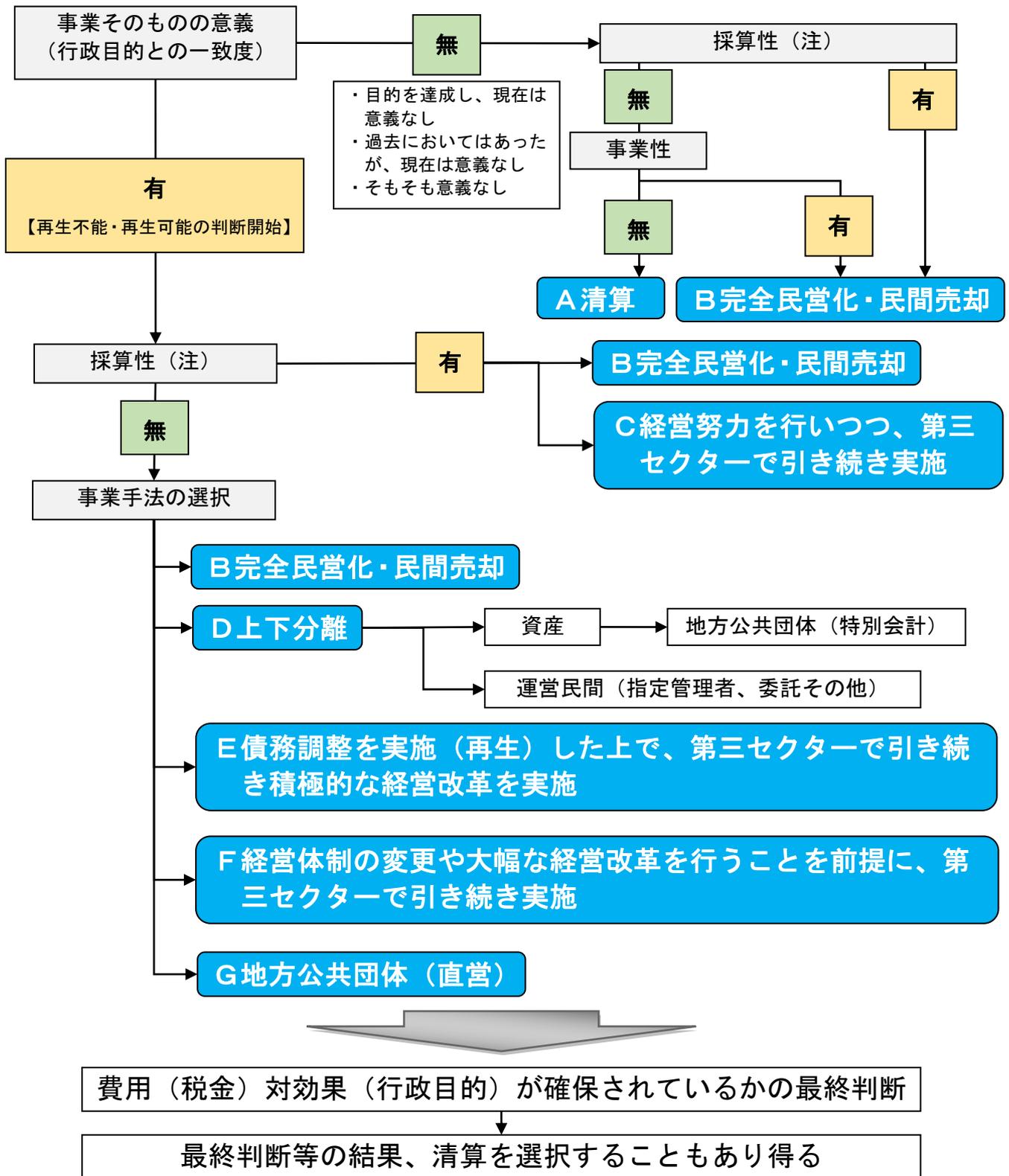
#### 6 法人の財務状況

| 項目          | 金額（千円）  |         |     |
|-------------|---------|---------|-----|
|             | (N-2)年度 | (N-1)年度 | N年度 |
| 資産総額        |         |         |     |
| （うち現預金）     | ( )     | ( )     | ( ) |
| （うち売上債権）    | ( )     | ( )     | ( ) |
| （うち棚卸資産）    | ( )     | ( )     | ( ) |
| 負債総額        |         |         |     |
| （うち市からの借入金） | ( )     | ( )     | ( ) |
| 純資産額        |         |         |     |

| 項目    | 金額（千円）  |         |     |
|-------|---------|---------|-----|
|       | (N-2)年度 | (N-1)年度 | N年度 |
| 経常収益  |         |         |     |
| 経常費用  |         |         |     |
| 経常損益  |         |         |     |
| 経常外損益 |         |         |     |
| 当期純損益 |         |         |     |
|       |         |         |     |

※法人の形態に従って適宜書き換えること

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」（平成26年8月5日付け総財公第102号）の別紙2



(注) 採算性の判断にあたっては、指針「5 市の具体的取組み事項 (3) 経営悪化時の対応 ② 経営悪化に伴う取組みウ 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討」を参照のこと。

|                  |      | 損益計算書上の経常損益  |                            |                             |                   |                     |                    |                  |                  |        |  |
|------------------|------|--|----------------------------|-----------------------------|-------------------|---------------------|--------------------|------------------|------------------|--------|--|
|                  |      | 経常損益が黒字  |                            |                             |                   | 経常損益が赤字             |                    |                  |                  |        |  |
|                  |      | 債務超過額の<br>3分の1以上   | 債務超過額の<br>5分の1以上<br>3分の1未満 | 債務超過額の<br>10分の1以上<br>5分の1未満 | 債務超過額の<br>10分の1未満 | 経常赤字の損失補償付債務額に対する割合 |                    |                  |                  |        |  |
|                  |      |  |                            |                             |                   | 20分の1未満             | 20分の1以上<br>10分の1未満 | 10分1以上<br>5分の1未満 | 5分の1以上<br>2分の1未満 | 2分の1以上 |  |
| 賃借対照表上の純資産       | 資産超過 | 10年後において資産超過   | A                          |                             |                   |                     |                    |                  |                  | A      |  |
|                  |      | 5年後において資産超過であって、<br>10年後において債務超過   |                            |                             |                   |                     |                    |                  |                  | B      |  |
|                  |      | 5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額<br>のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1未満               | B                          | B                           | B                 | B                   | C                  |                  |                  |        |  |
|                  |      | 5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額<br>のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未<br>満     | A                          | B                           | B                 | B                   | C                  | D                |                  |        |  |
|                  |      | 5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額<br>のいずれか少ない額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未<br>満     | B                          | B                           | B                 | C                   | D                  |                  |                  |        |  |
|                  |      | 5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額<br>のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償<br>付債務額未満 | B                          | B                           | C                 | D                   | E                  |                  |                  |        |  |
|                  |      | 5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額<br>のいずれか少ない額が損失補償付債務額以上                    | B                          | B                           | C                 | D                   | E                  |                  |                  |        |  |
| 債務超過             |      | 経常黒字の債務超過額に対する割合   |                            |                             |                   | 経常赤字の損失補償付債務額に対する割合 |                    |                  |                  |        |  |
|                  |      | 債務超過額の<br>3分の1以上   | 債務超過額の<br>5分の1以上<br>3分の1未満 | 債務超過額の<br>10分の1以上<br>5分の1未満 | 債務超過額の<br>10分の1未満 | 20分の1未満             | 20分の1以上<br>10分の1未満 | 10分1以上<br>5分の1未満 | 5分の1以上<br>2分の1未満 | 2分の1以上 |  |
|                  |      | 債務超過額が損失補償付債務額の4分の1未満  | B                          | B                           | B                 | B                   | C                  | D                | E                | E      |  |
|                  |      | 債務超過額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満  | B                          | B                           | B                 | B                   | C                  | D                | E                | E      |  |
|                  |      | 債務超過額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満  | B                          | B                           | B                 | C                   | D                  | E                | E                | E      |  |
|                  |      | 債務超過額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額<br>未満                                      | B                          | B                           | C                 | D                   | E                  |                  |                  |        |  |
| 債務超過額が損失補償付債務額以上 | B    | C  | D                          | E                           | E                 |                     |                    |                  |                  |        |  |

※A、B、C、D及びEとは、債務区分のA、B、C、D及びEのことをいう。

資産超過額とは、資産の額が負債の額を超える場合において当該超える額をいい、損失補償付債務額とは、損失補償付債務の額をいう。